

議案第103号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、議会の議決を求める。

平成29年11月6日提出

清水町長 阿部一男

1 相手方 河西郡芽室町

2 損害賠償の額 金103,240円

3 和解の内容 和解により当方側の過失割合50パーセント相当額を賠償するものとし、これ以外には相手側は今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとする。

4 事故の概要 平成29年10月6日午前10時30分頃、清水町字清水第3線の町道を清水市街地から芽室方面に向かい走行中、道路の穴に車輪が落ち、相手側の車両のタイヤ及びアルミホイールに損害を与えた。